

川崎市指令環廃 第75号

許可番号 第05770002665号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区浅野町1番3号

氏名 カポック 株式会社

代表取締役 細見 暁 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和元年8月15日

川崎市長

福田

紀彦



許可の年月日

平成29年2月1日

許可の有効期限

令和4年1月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却、中和・脱水、中和・脱水・焼却）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 焼却に係るもの

(ア) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

(イ) 特定有害産業廃棄物（廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。） 以上2種類

イ 中和・脱水に係るもの

(ア) 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

(イ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

(ウ) 特定有害産業廃棄物（汚泥、

廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上3種類

ウ 中和・脱水・焼却に係るもの

(ア) 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

(イ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

(ウ) 特定有害産業廃棄物（汚泥、

廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上3種類

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び

許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記2のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成29年2月1日 更新許可

令和元年7月31日 代表者変更

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記 1

焼却

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。
〔○(許可物質)〕

廃棄物の種類 \ 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
カドミウム又はその化合物	-	-	-		-	-	○
鉛又はその化合物	-	-	-		-	-	○
六価クロム化合物	-	-	-		-	-	○
砒素又はその化合物	-	-	-		-	-	○
セレン又はその化合物	-	-	-		-	-	○

中和・脱水

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。
〔○(許可物質)〕

廃棄物の種類 \ 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
カドミウム又はその化合物	-	-	-		○	○	○
鉛又はその化合物	-	-	-		○	○	○
六価クロム化合物	-	-	-		○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-		○	○	○
セレン又はその化合物	-	-	-		○	○	○

中和・脱水・焼却

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。
〔○(許可物質)〕

廃棄物の種類 \ 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
カドミウム又はその化合物	-	-	-		○	○	○
鉛又はその化合物	-	-	-		○	○	○
六価クロム化合物	-	-	-		○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-		○	○	○
セレン又はその化合物	-	-	-		○	○	○

別記 2

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 焼却施設 (焼却施設) (設置年月日 平成 9 年 4 月 25 日) (許可年月日 平成 8 年 12 月 17 日) (許可番号 第 1041 号)	40.8 t / 日 (廃アルカリ、 特定有害産業廃棄物 (廃アルカリに 限る。))	川崎市川崎区浅野町 2730番82ほか (4105.81㎡)
イ 中和施設	360m ³ / 日 (廃酸、廃アル)	

(中和施設(1)) (設置年月日 平成14年 7月22日) (許可年月日 平成14年 7月17日) (許可番号 第1118号)	カリ、特定有害産業廃棄物(汚泥、 廃酸及び廃アルカリに限る。))	
ウ 中和施設 (中和施設(2)) (設置年月日 昭和63年 9月3日) (許可年月日 平成4年 7月4日) (許可番号 (みなし許可))	720m ³ /日(廃酸、廃アル カリ、特定有害産業廃棄物(汚泥、 廃酸及び廃アルカリに限る。))	
エ 中和施設 (中和施設(3)) (設置年月日 平成5年 4月5日) (許可年月日 平成5年 3月26日) (許可番号 第1009号)	150m ³ /日(廃酸、廃アル カリ、特定有害産業廃棄物(汚泥、 廃酸及び廃アルカリに限る。))	川崎市川崎区大川町 2番32 (1499.99m ²)
オ 脱水施設 (脱水施設(1)) (設置年月日 昭和58年12月6日) (許可年月日 平成4年 7月4日) (許可番号 (みなし許可))	360m ³ /日(廃酸、廃アル カリ、特定有害産業廃棄物(汚泥、 廃酸及び廃アルカリに限る。))	川崎市川崎区浅野町 2730番82ほか (4105.81m ²)
カ 脱水施設 (脱水施設(2)) (設置年月日 平成元年 8月14日) (許可年月日 平成4年 7月4日) (許可番号 (みなし許可))	80m ³ /日(廃酸、廃アル カリ、特定有害産業廃棄物(汚泥、 廃酸及び廃アルカリに限る。))	川崎市川崎区大川町 2番32 (1499.99m ²)
キ 脱水施設 (脱水施設(3)) (設置年月日 平成5年 4月5日) (許可年月日 平成5年 3月26日) (許可番号 第1010号)	70m ³ /日(廃酸、廃アル カリ、特定有害産業廃棄物(汚泥、 廃酸及び廃アルカリに限る。))	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
焼却施設一式	40.8t/日	使用施設 上記(1)中のア
中和・脱水施設一式	360m ³ /日	使用施設 上記(1)中のイ、ウ、オ
中和・脱水施設一式	150m ³ /日	使用施設 上記(1)中のエ、カ、キ
中和・脱水・焼却施設一式	40.8t/日	使用施設 上記(1)中のア、エ、カ、キ

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。